

「SASEBO Lifeをはじめよう！」佐世保市奨学金等返還補助金要綱

(目的)

第1条 佐世保市は、その活力の源泉となる若年層の移住・定住及び就労を促すため、奨学金等の返還義務を抱えながら市内でチャレンジを行う若者に対し、予算の範囲内において、佐世保市奨学金等返還補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、佐世保市補助金等交付規則（平成17年規則第53号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 奨学金等 独立行政法人日本学生支援機構が実施する貸与型奨学金等、経済的理由で修学が困難な者などに学資を貸与する無利息又は利息付の奨学金（奨学金以外の名称のものを含む。）をいう。
- (2) 製造業 日本標準産業分類の「大分類E製造業」に分類されるものをいう。
- (3) 情報サービス業 日本標準産業分類の「大分類G情報通信業」のうち「中分類39情報サービス業」及び「中分類40インターネット附随サービス業」に分類されるものをいう。
- (4) 正規雇用 雇用期間の定めのない契約に基づく雇用とし、賞与、退職金、諸手当等において、就業規則等で定める通常の職員と同様の扱いとなる雇用形態のことをいう。
- (5) 町内会 町内会、自治会、公民館、区等、地域のつながりによって作られた任意の自治組織をいう。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者（以下「交付対象者」という。）は、次の表に該当する者の中で、平成29年4月1日以降に、次に掲げる基本要件の全て及び個別要件のいずれかを満たすことになった者とする。ただし、国又は地方公共団体の職員となった者を除く。

1	平成29年3月31日現在で佐世保市に居住していない、かつ、佐世保市で就労していない者
2	平成29年3月31日現在で佐世保市に居住しているが、佐世保市で就労していない者
3	平成29年3月31日現在で佐世保市に居住していないが、佐世保市で就労している者

(1) 基本要件

- イ 佐世保市に居住していること。
- ロ 補助金の申請資格選定後、初回の補助金交付日から、10年間本市に居住する意思があること。
- ハ 交付対象者の所属する世帯が町内会に加入していること。
- ニ 奨学金等の貸与を受けていること。
- ホ 補助金の交付申請時点で、補助対象となる期間に奨学金等の返還実績を有すること。
- ヘ 市税を滞納していないこと。

(2) 個別要件

- イ 宇久島、寺島、黒島又は高島のいずれかの地域において、定住かつ就労していること。
- ロ 市内に本・支店、事業所等を有する製造業の被雇用者（正規雇用）又は情報サービス業を主たる業とする企業の被雇用者（正規雇用）として就労していること。ただし、居住又は転入事由が事業所等の人事異動又は研修異動等の場合を除く。
- ハ 佐世保市創業支援事業計画に基づく特定創業支援事業を受け、市内に事業所等を有し、かつ、その事業所等で就労していること。（交付対象者が当該特定創業支援事業を受け、「経営」、「財務」、「人材育成」及び「販路拡大」に関する必要な知識を習得したことを、市の創業相談実績簿で確認できる場合に限る。なお、本市への転入前に産業競争力強化法（平成25年法律第98号）に基づく認定を受けた市区町村の創業支援事業計画に基づく特定創業支援事業を受けた実績も、佐世保市創業支援事業

計画に基づく特定創業支援事業を受けた実績と同様とみなす。)

- ニ 本市から、認定就農者又は認定農業者の認定を受けていること。
- ホ 市内に事業所等を有する農業法人（売上の2分の1以上が農業関連事業によって構成される農業法人に限る。）の被雇用者（正規雇用）として就労していること。
- へ 佐世保市森林組合職員であること。
- ト 市内で就漁していること。
- チ 市内の認可保育又は認定こども園の被雇用者（正規雇用）として就労し、かつ、保育士資格を有していること。ただし、保育に従事している者に限る。
- リ 市内の介護サービス事業所の被雇用者（正規雇用）として就労していること。ただし事務職を除く。
- ヌ 市内に本社を有する公共交通事業者の被雇用者（正規雇用）として就労していること。ただし路線バスの運転士に限る。
- ル 市内の事業所等で被雇用者（正規雇用）として就労していること。ただし、初回の補助金交付申請を行う年の1月に支払われる給与月額における基本給が200,000円以内の者に限る。

（補助対象経費）

第4条 補助金の交付対象となる経費は、奨学金等の返還に要する経費のうち、前条に規定する要件を満たして以降、交付申請する前年に実際に返還した額とする。ただし、第6条の資格選定後に行う繰上げ返還等による奨学金等の返還額の増額分は含まないものとする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。

- (1) 第3条第2号イに該当する者 補助対象経費の3分の2の額（年額200,000円を上限）
- (2) 第3条第2号ロからヌまでに該当する者 補助対象経費の2分の1の額（年額150,000円を上限）
- (3) 第3条第2号ルに該当する者 補助対象経費の3分の1の額（年額100,000円を上限）

0, 000円を上限)

- 2 補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(資格選定申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、事前にその資格選定を受けるための申請を行わなければならない。

- 2 前項の申請を行うための要件は、当該申請時に第3条に定める基本要件の全て及び個別要件のいずれかを満たしていること、又は当該申請をする年の12月31日までに第3条に定める基本要件の全て及び個別要件のいずれかを満たす見込みがあることとする。
- 3 第1項の申請は、市長が別に認めたもののほか、佐世保市奨学金等返還補助金交付申請資格選定申請書(様式第1号)を市長に提出することにより行うものとする。
- 4 第1項の申請の受付期間については、別途定めることとし、その公表については、佐世保市ホームページ等を活用しながら広く市内外へ周知するものとする。
- 5 市長は、第1項の申請を行った者の中から、補助金の交付申請を行う資格を有する者(以下「申請資格者」という。)を、予算の範囲内で選定する。
- 6 前項の選定は、次の表の基準に従い行うものとする。

1	第3条第2号イに該当する者は、同条同号ロからリまでに該当する者に対し、優先して選定する。
2	第3条第2号ロからヌまでに該当する者は、同条同号ルに該当する者に対し、優先して選定する。
3	第3条第2号イに該当する者同士の選定については、抽選とする。
4	第3条第2号ロからヌまでに該当する者同士の選定については、抽選とする。
5	第3条第2号ルに該当する者同士の選定については、抽選とする。

- 7 市長は、選定の結果を佐世保市奨学金等返還補助金交付申請資格選定通知書(様式第2号)又は佐世保市奨学金等返還補助金交付申請資格不選定通知

書（様式第3号）により通知する。

- 8 市長は、申請資格者を選定したときは、佐世保市奨学金等返還補助金申請資格者台帳にその旨を登録するものとする。

（交付申請）

第7条 申請資格者は、佐世保市奨学金等返還補助金交付申請書兼請求書（様式第4号）に、誓約書（様式第5号）、就労証明書（様式第6号又は様式第6号の2）、町内会加入証明書（様式第7号）等の必要書類を添付し、市長に提出しなければならない。ただし、誓約書（様式第5号）、町内会加入証明書（様式第7号）について、前回の申請時から内容に変更がない場合は、その後の申請においては、添付を省略することができる。

- 2 交付申請の回数は、10回（10年）を上限とする。

- 3 交付申請の受付期間は、毎年1月10日から2月15日までとする。ただし、市長が特別の事由があると認める者については、この限りでない。

（補助金の交付決定及び交付）

第8条 市長は、前条の規定により交付申請があったときは、内容を審査し、適当と認めるときは、佐世保市奨学金等返還補助金交付決定通知書（様式第8号）により申請者に速やかに通知するとともに、補助金を交付するものとする。

- 2 第3条第1項第2号ハに該当する者の交付申請については、前項に規定される内容審査の際に、支援対象事業の継続が確認できなければならない。

（届出の義務）

第9条 交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、申請資格者として佐世保市奨学金等返還補助金申請資格者台帳にその旨を登録されている間に氏名、住所、就労環境その他重要な異動があった場合には、直ちに身上異動届（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

（申請資格の喪失）

第10条 申請資格者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その資格を失う。

- (1) 申請資格者となった際に満たしていた第3条に規定する基本要件のいずれかひとつ又は個別要件のいずれかを満たさなくなったとき。ただし、

市内企業等への転職、転居等に伴い一時的に要件を満たさなくなった場合は除く。なお、要件を満たさない期間は、補助対象経費としない。

- (2) 初回の補助金交付日から起算して、10年未満で本市から転出したとき。
 - (3) 申請資格者となった後、毎年度の交付申請の受付期間中に1度でも交付申請を行わなかったとき。
 - (4) 申請資格者の選定を行った年から起算して10年後の最初の2月15日を経過したとき。
 - (5) 死亡したとき。
- 2 申請資格者は、前項第1号及び第2号のいずれかに該当する場合は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。
 - 3 第1項第5号の場合において、その遺族は、直ちに死亡届（様式第10号）に戸籍謄本を添えて市長に提出しなければならない。

（違約金等の請求）

第11条 市長は、前条第1項第2号に該当する者又は誓約書（様式第5号）の裏面の誓約事項に相違した者に対して、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を違約金として請求する。

- (1) 初回の補助金交付日から起算して本市の定住期間が10年未満の場合
それまで交付を受けた補助金の全額に相当する額
 - (2) 誓約書（様式第5号）の裏面の誓約事項に違反した場合
それまで交付を受けた補助金の全額に相当する額
- 2 市長は、虚偽の内容の申請、報告を行った者に対し、既に行った全部又は一部の補助金の交付決定を取り消すことができ、かつ、当該補助金の全額に相当する額を違約金として請求する。
 - 3 前項の違約金の請求を受けた者は、違約金の支払いを命じられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき年14.6パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。
 - 4 前3項の規定による違約金及び延滞金は、市長が必要と認める場合には、

減免することができる。

第12条 前2条に規定する違約金等の請求は、佐世保市奨学金等返還補助金に係る違約金請求書（様式第11号）及び納付書により行うものとする。

（類似制度の利用）

第13条 補助金の受給者は、この補助金のほか、この要綱に基づく制度と類似した補助金等を受給することができる。

2 前項の場合において、受給した補助金額の合計が、奨学金等の返還に要する額を上回ることが明らかになったときには、市長は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、かつ、受給した補助金額の合計と奨学金等の返還に要する額との差額に相当する額について、補助金の返還を求めることができる。

（補則）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の「SASEBO Lifeをはじめよう！」佐世保市奨学金等返還補助金要綱（以下「旧要綱」という。）の規定により資格認定を受けている者の補助金の交付申請及び交付決定については、なお従前の例による。

3 この要綱の施行の際現に旧要綱第3条に規定する要件を満たしている者については、改正後の第3条中「平成29年4月1日」を「平成28年4月1日」に読み替えて適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年9月1日から施行する。

附則

1 この要綱は、令和2年7月29日から施行する。

- 2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第6条第8号に規定する佐世保市奨学金等返還補助金申請資格者台帳に登録された者に対しては、第7条に規定する交付申請から第13条に規定する類似制度の利用について、当該要綱失効日以降も効力を有するものとする。